

「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業支援計画」
に対する意見募集及び意見照会の結果について

- ・ 募集期間：令和3年2月19日（金）から3月12日（金）まで
- ・ 提出件数：10件
- ・ 提出者数：7個人・団体

No.	主要施策等	意見の要旨	計画への反映、具体的な対応等
1	第2章第1節1 健康寿命を延ばすための若いときからの健康づくり (P41)	・ 当財団においては、健康づくりの推進や高齢者向け指導員の技術スキル向上を目的とした取組みを実施している。計画が有機的かつ有効なものとなるよう、事前に必要な協議等が行われたうえで、予算化される事業等について速やかに推進されるよう期待する。	・ 高齢期においても健康でいきいきと暮らせるようにするためには、若いときからの健康の保持・増進を図るとともに、生活習慣病の予防や疾病対策の推進、健康づくりが重要であり、重点項目に「健康寿命を延ばすための若いときからの健康づくり」を記載。 ・ 市町村や関係団体との情報交換を密にするなど連携を図り、効果的に健康づくりや予防対策等を進める。
2	第2章第1節2(2) 高齢者等による地域社会の担い手づくりの推進 (P47) 第2章第3節1(3) 介護サービスを支える人材養成と資質向上 (P103)	・ 介護分野への元気高齢者の参入に関しては、全国老人保健施設協会における「介護助手」モデル事業を参考に、まずは県内数施設で具体的に、より体系的に教育し押し進めていくモデル事業を実施してみてもどうか。 ・ 特に平成31年2月14日厚生労働省 第2回介護現場革新会議の介護現場での取り組み資料2の「見えてきた介護現場の変化」を参照していただきたい。	・ 令和3年度において、地域の元気な高齢者に介護周辺業務の担い手として活躍いただく「介護助手」の導入について、県内のモデル施設において、実証実験・効果検証を実施。 ・ 実施に当たっては、厚生労働省が実施してきた介護現場革新会議における結果や知見等を踏まえた上で、より実効性のある事業となるよう取り組む。

No.	主要施策等	意見の要旨	計画への反映、具体的な対応等
3	第2章第2節2(1) 在宅医療の推進と普及啓発(P74)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムにおいて、「本人の選択と本人・家族の心構え」を進めるうえで、「ACP」を実践することは、本人の今までの生き方を考えるうえで有用であり、在宅医療・介護連携での相談支援の中で専門職も含めACPの考え方を周知することが必要である。 ・ACPは専門職だけでなく、本人自身が自分のことは自分で決める有用な取組みのため、周知を図っていただきたい。 ・＜具体的な施策＞の中「関係機関等が行う県民への意思決定支援」の表記を「関係機関等が行う『ACPに基づいた』県民への意思決定支援」に変えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・＜施策の方向＞にアドバンス・ケア・プランニング（ACP）に関する次の取組みを追記 「さらに、自分の望む医療・ケアについて、家族、医療・介護関係者等であらかじめ十分に話し合い、共有しておく、「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」について、医師会等の関係団体等と連携し、県民への普及啓発に努めます。」
	第2章第2節2(2) 質の高い在宅医療提供体制の整備(P75)	<ul style="list-style-type: none"> ・（P76）の＜具体的な施策＞の「看取り支援の充実」にある「医療・介護関係者に対する理解促進」の表記を「医療・介護関係者に対する『ACPの』理解促進」に変えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「医療・介護関係者に対する『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』等の理解促進と医療とケアの提供体制の充実」と修正 ・ アドバンス・ケア・プラン(ACP)は、将来の医療・ケアについて、本人を人として尊重した意思決定の実現を支援するプロセスであり、その主体は医療・ケアを受ける全ての人となっている。 ・ 人生の最終段階における医療・ケアについては、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえて、本人の意思決定を基本として進めることが重要。
	第2章第2節2(3) 在宅医療・介護連携の推進(P77)	<ul style="list-style-type: none"> ・（P78）の＜具体的な施策＞の中の「『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』に基づいた医療職と介護職の連携に関する二次医療圏単位での研修会等の開催」を「『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』に基づいた医療職と介護職の連携に関する二次医療圏単位での『ACPの概念を含めた』研修会等の開催」に変えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・＜具体的な施策＞「『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』に基づいた医療職と介護職の連携に関する二次医療圏単位での研修会等の開催」にある『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』には、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の概念やその実践方法が含められたものになっている。

No.	主要施策等	意見の要旨	計画への反映、具体的な対応等
4	第2章第2節3(2) 認知症の医療・ケア・介護体制の整備と地域連携の推進 (P81)	・認知症疾患医療センターの専門医療相談件数 (R1)について、富山県は4つの認知症疾患医療センターを合わせて(電話相談: 1,527、面接 607、鑑別診断件数 609)も、石川県の単一施設(高松病院)での件数(相談件数 1,289、受診 724)より少ない。設置したセンターを有効に利用していくような工夫が必要と思われる。	・認知症疾患医療センターの専門相談等のセンター機能の充実などの事業評価について、富山県認知症疾患医療連携協議会等において引き続き検討する。
5	第2章第2節3(2) 認知症の医療・ケア・介護体制の整備と地域連携の推進 (P81)	・認知症施策の推進における体制整備として、次年度における介護報酬改定で厚生労働省が無資格の介護職に認知症介護基礎研修受講を義務付ける方針が決まっている。 ・当県でも各施設においてもオンライン研修がスムーズに受講できるような研修に向け、人的及び物的環境整備の支援も必要ではないか。	・令和2年度については、国の緊急包括支援交付金を活用し、各施設や事業者におけるタブレット端末や ICT 環境に必要な設備整備等に対する支援。 ・令和3年度についても、介護施設・事業所等における ICT 導入に対する支援を盛り込んだところであり、引き続き、介護分野における ICT 導入を推進。
6	第2章第2節4(2) 感染症に備えた体制の整備 (P87)	・感染症への備えた体制整備においては、知識の習得に留まらず、介護現場の特性を理解した具体的な体制整備が望まれる。 参考) 認知症高齢者の異食などもあり、アルコール消毒液を適材適所に設置しにくい。アルコール消毒液を職員一人一人が携帯するにしても、ポーチ型での携帯がより有効と考えられる。	・各施設で取り組まれる感染症対策について、引き続き支援する。
7	第2章第3節2(1) 地域包括支援センターの体制・機能強化など総合的な支援体制の推進 (P107) 第2章第2節4(4) 高齢者虐待防止対策等の推進 (P89)	・8050 のケースや高齢者と障害者の二人暮らしなど、重度化して発見されるケースが多い。一人暮らし名簿等は、保険者から提供されるが、地域との連携強化、信頼関係構築等により、閉ざされた空間からの早期発見早期対応が大切。	・地域共生社会の実現に向け、地域と連携した高齢者の支援体制の構築については、<具体的な施策>の「地域包括支援センターによる総合的な支援の推進」に記載。 ・地域包括支援センターは、高齢者支援のための地域連携体制構築の中核的役割を担うものであり、総合相談機能の充実や地域の支援ネットワークの構築など総合的な支援を推進するほか、多職種協働による地域ケア会議の推進など、市町村のセンター機能の強化などに対し支援する。
8	第2章第3節2(1) 地域包括支援センターの体制・機能強化など総合的な支援体制の推進 (P107)	・<具体的な施策>にある「多職種協働による地域ケア会議の推進」の表記を、「多職種協働として地域ケア会議にケアマネジャーや障害者相談支援専門員、医師、訪問看護師、リハビリ専門職等を加えた会議の促進」としてもらいたい。	○<具体的な施策>「多職種協働による地域ケア会議の推進」を「医療、介護等の専門職、民生委員等の地域の多様な関係者の協働による地域ケア会議の推進」と修正

No.	主要施策等	要旨	計画への反映、具体的な対応等
9	<p>第2章第3節2(3) ICT等の活用による業務効率化及びデータ利活用の推進(P110)</p> <p>第2章第2節1-1(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進(P58)</p>	<p>・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進の介護データ分析への支援においては、自立支援、重度化防止の取り組みの推進にむけてのCHASEとVISITが肝であり、県独自のICT補助金の検討も必要ではないか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・VISIT：通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム ・CHASE：高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム</p> </div>	<p>○<u>第2章第3節2(3)「ICT等の活用による業務効率化及びデータ利活用の推進」の〈具体的な施策〉に「科学的介護情報システム(LIFE)等の利活用を支援」を追記</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省では、令和3年度から、VISIT、CHASEの一体的な運用を開始し、名称も「科学的介護情報システム(LIFE)」と改められた。 ・令和3年度介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービス提供の推進を目的に、介護施設・事業所等にLIFEを用いた厚労省へのデータ提出等が求められることとなった。 ・これを踏まえ、令和3年度から、県では、各介護施設・事業所等へのICT導入に対する支援を実施。
10	<p>第4章1 計画推進に向けた役割分担(P144)</p>	<p>①「…温かみのある地域福祉社会の形成」の表記を厚労省の文言や同頁の文言と合わせ「…温かみのある地域共生社会の実現」としてはどうか。</p> <p>②「ボランティア活動の支援」の表記を「ボランティア活動の推進」にしてはどうか。</p> <p>③「利用者の権利擁護」の表記を「福祉サービス利用者の権利擁護」にしてはどうか。</p> <p>④「苦情処理等」の表記を「苦情解決等」にしてはどうか。</p>	<p>①<u>「温かみのある地域福祉社会の形成」を「温かみのある地域共生社会の実現」に修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じて地域共生社会の実現を図ることとしている。 <p>②③④<u>ご意見のとおり、修正</u></p>